

第8章 緑化の推進方針及び方策

8-1 緑化の推進方針

(1) 公共施設の緑化

① 緑化の目標

地域ぐるみで『緑豊かなまち』を実現するために、各公共施設においては積極的に緑化を進め、民間のモデルとなるよう、樹木、草地、花による緑化をめざします。

【道路】

・歩道については、積極的に樹木や草地、花を植栽し、緑豊かな植樹帯の確保をめざします。

【河川・ため池】

・国の基準「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」を踏まえて、樹木の治水機能及び生態系保全機能、良好な景観形成機能をあわせ持つ緑化をめざします。
 ・市所有のため池を中心に、うるおい環境の形成を目的とした周辺整備とあわせて緑地の確保をめざします。

【解説】

「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」とは、平成9年の「河川法」抜本改正を受けて定められた基準で、河川の治水機能に影響を及ぼさないための基準を設定。

(平成10年6月19日 建設省河川局治水課長通達)

【学校等の公共施設】

・敷地面積に比較的余裕のある学校等の公共施設は、まとまった緑地の確保に努めるとともに、それ以外の施設では可能な限り植栽するなどの緑化推進をめざします。

② 推進方針

【道路】

・桑名駅及びその周辺道路は、桑名市の玄関口として、訪れた人々を迎える、印象付けさせる大切な場所であり、豊かな自然や歴史のイメージを演出する環境として緑化を推進します。
 ・歩いて楽しいまちづくりの推進、都市景観の向上、うるおいのある生活環境の形成、防災性の向上、道路交通の安全性の向上などを図るために、主要幹線道路を中心に、歩道、法面、遮音壁、中央分離帯、高架道路の下部空間などにおいて緑化に努めます。
 ・主要な幹線道路の交差点においては、交通安全上の配慮を図りつつ、演出効果の高い修景緑化を図り、景観の向上、地域イメージの向上を図ります。
 ・地域や路線ごとに植栽する樹種を選定し、郷土景観の向上など、魅力的な路線となるように緑化の推進を検討します。

- ・緑の核となる公園を結ぶ主要な幹線道路に街路樹を整備し、避難路となる歩行者ネットワークを形成するとともに、桑名市の歴史・風土や必要な機能を踏まえた適正な樹木や草花等の選定による地域性や景観の向上、防災対策を図ります。
- ・旧街道などの歴史的な趣のある道路については、松並木を復元するなど、歴史的な街道景観を生かした適正な樹木や草花等の選定による緑化を検討します。
- ・通学路等になっている道路については、安全性の向上をめざし、コミュニティ道路等の整備により緑化に努めます。
- ・街路樹の剪定にあたっては、沿道住民の理解を得ながら樹木本来の樹形を生かす剪定に努めます。
- ・道路の路肩法面のススキなどの草花も、緑の景観の重要な要素であり、道路路肩の安全性を確保したうえで、土の法面を残すように努めます。

【図表8-1】樹木や草花等の選定の考え方

機能	樹種
耐陰性のある樹木	【日陰に適した樹木】 ・アオキ、アスナロ、イチイ、コウヤマキ、ツバキ、ヒイラギなど 【日陰に耐える樹木】 ・アジサイ、イヌツゲ、サザンカ、オニグルミなど
防火性のある樹木	・イヌマキ、コウヤマキ、スタジイ、アカガシ、シラカシ、カナメモチ、ヤマモモ、サザンカ など
耐潮性のある樹木	・イブキ、クロマツ、カシワ、ミズナラなど
樹形が美しい樹木	・ケヤキ、クロマツなど
花がきれいな樹木	・ソメイヨシノ、サルスベリなど
香りがある樹木	・コブシ、サンショウ、ニオイヒバ、ニセアカシア、キンモクセイなど
小鳥や小動物が集う樹木	・アンズ、イチイ、オニグルミ、ミズナラなど
地域の歴史・風土にあった樹木	・クロマツ、サクラ、カエデ、カイズカイブキ、ウメ、クスノキなど

資料：緑化樹木ガイドブック（建設省都市局公園緑地課監修）等を参照して作成

【河川・ため池】

・河川は、区域の特性に応じて多様な生物の生息空間や安全に水に親しめる場として、うるおいと安らぎが得られる水辺環境の保全・再生に努めます。
 ・ため池の機能を保持しつつ、身近に自然とふれあうことのできる良好な水辺環境の形成を促進します。

【学校等の公共施設】

・避難所に指定されている学校等の公共施設については、敷地の周囲を緑化し、防災機能の向上を検討します。また、敷地内については校庭の芝生化、前庭の修景、敷地周囲の生垣化、駐車場の緑化などを検討します。
 ・学校以外にも市役所、公民館などの公共施設の敷地の外構や駐車場において緑化を推進します。